

マンションADR®実施 重要事項説明書

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(以下、「ADR 法」という。)第 14 条説明資料)

この説明書は、マンション紛争解決センター® (以下、「センター」という。)がマンション ADR®を実施する契約の締結に先立ち、当事者に対し、事前に説明しなければならない事項を記載したものです。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 担当 ADR 実施者の選任に関する事項 | センター長は ADR 実施者名簿に登録された者から担当 ADR 実施者を選任します。ただし担当 ADR 実施者については当事者からの申出により正当な事由があれば、忌避することができます (規則第 21 条、第 23 条)。 |
| 2 | 紛争の当事者が支払う費用に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込手数料として、申込者は 30,000 円を指定期日までに指定金融機関へ振込にてお支払い下さい。ただし、相手方が応諾しない場合、或いは相手方が応諾する前に申込者が申込みを取り下げた場合には、申込手数料の半額から振込手数料を差し引いた額を申込者へ返還します (規則第 19 条第 5 項、第 35 条第 6 項、費用規程第 3 条)。その他の場合は一切返還いたしません。 ・ 期日手数料として、申込者及び応諾者は各々各期日前に、5,000 円を指定金融機関へ振込にてお支払下さい。 ・ 出張費用が必要な場合 (センター及び日管連西日本分室内の ADR 室以外の場所でマンション ADR®を実施する場合) は、担当 ADR 実施者 2 人分の交通費 (電車賃、航空運賃はエコノミークラス、普通指定席その他これに準ずるクラスの料金、タクシー代。) 及び宿泊を伴う場合の宿泊代 (1 人 1 泊 15,000 円を限度としての実費) を事前にセンターよりお知らせ致しますので指定金融機関へ振込にてお支払い下さい (費用規程第 5 条)。 ・ 合意が成立した場合は合意成立費用として、申込者及び応諾者は原則各々 5,000 円を指定期日までに指定金融機関へ振込にてお支払いください (費用規程第 6 条)。 ・ センター長が資料の閲覧及びコピーを認める場合は、閲覧手数料として 1 回につき 500 円、コピー代としてモノクロ 1 枚 20 円、カラー 1 枚 150 円をお支払いください (費用規程第 7 条)。 <p>※ 費用を支払う場合の振込手数料はすべて振込者負担となります。</p> |
| 3 | マンション ADR®の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行 | 別添「手続きの進行・フロー図」を参照してください。 |
| 4 | マンション ADR®における資料・記録等に記載される当事者又は第三者の秘密の取扱の方法 | マンション ADR®は非公開です。ただし、当事者の同意があれば、当事者が特定できない方法で、センターにおける研究及び研修資料として印刷物の配布その他の方法により公表することがあります (規則第 27 条)。当該マンション ADR®に係った者は、退職後も守秘義務が課せられています (規則第 43 条)。また関係書類は施錠できる書庫にセンターが保管、管理し、担当 ADR 実施者は案件が終了した場合、センターから預かった全ての資料をセンターへ返却し、自己が作成した資料等はすべて破棄又は消去します (規則第 41 条)。 |
| 5 | 当事者がマンション ADR®を終了させるための要件及び方式 | 当事者の一方又は双方はいつでも当該マンション ADR®の申込の取り下げ (規則第 35 条) 又は応諾の撤回 (規則第 36 条) を行うことができます。 |

| | | |
|---|--|---|
| 6 | 担当 ADR 実施者が合意成立の見込みがないと判断したときの終了通知 | <p>以下のいずれかに該当すると担当 ADR 実施者が判断した場合はマンション ADR を終了することが出来ます（規則第 37 条第 1 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方の当事者が正当な理由なく、3 回以上又は連続して 2 回以上マンション ADR の期日に欠席したとき ・一方の当事者が合意をする意思がないことを明確にしたとき ・一方又は双方の当事者が担当 ADR 実施者の指揮に従わず、マンション ADR の継続が困難であるとき ・マンション ADR の期日を 5 回以上実施しても、なお当事者間の合意を得ることに困難な理由があると認められるとき ・当事者が公序良俗に反する目的でマンション ADR の申し込みをし、又は応諾したとき ・現時点で直ちに合意が成立する見込みがなく、かつ紛争の性質や当事者のおかれた事情に鑑みて、マンション ADR を継続することが、当事者に対し合意の成立により獲得することが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとき ・以上のほか、マンション ADR によっては合意が成立する見込みがないと担当 ADR 実施者が判断すべき理由があると認めたとき |
| 7 | 合意が成立したときの合意書の作成の作成者名、作成部数、合意書の作成に係る概要 | 合意が成立した場合、担当 ADR 実施者が合意書を作成します。作成部数は全ての当事者の数に 1 を加えた数とし、担当 ADR 実施者も立会人として署名又は記名押印をします（規則第 34 条）。 |
| 8 | ADR 法第 6 条 16 号基準で定める苦情の取扱について | 当事者は、当該案件についての苦情を申し出たい場合、センター備付の書式によって申出ることができます（規則第 46 条、苦情処理取扱規程第 3 条）。 |

※文中、「規則」とは「マンション ADR センター規則」を指します。

※費用の金額には、消費税等税金が含まれていません。請求の際には消費税等の税金が付加されます。

裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律第 14 条に基づき、以上の内容を説明しました。

令和 年 月 日

説明者氏名

印

マンション紛争解決センター 御中

以上の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

申込者又は応諾者

住所

氏名

印